

資料1-4

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会
大学共同利用機関改革に関する作業部会(第1回)R1.5.30

大学共同利用機関改革に関する作業部会運営規則（案）

令和 年 月 日
科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会
大学共同利用機関改革に関する作業部会

（趣旨）

第一条 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会大学共同利用機関改革に関する作業部会（以下「作業部会」という。）の議事の手続その他作業部会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令279号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）、科学技術・学術審議会学術分科会運営規則（平成13年3月7日学術分科会決定）及び科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会運営規則（平成17年2月28日研究環境基盤部会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（書面による議決）

第二条 作業部会の主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を会議を構成する委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもってそれぞれの会議の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、作業部会の主査が次の会議において報告をしなければならない。

（会議の公開）

第三条 作業部会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 作業部会の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件。
- 二 行政処分に係る案件。
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、作業部会において非公開とすることが適当であると認める案件。

（議事録の公表）

第四条 作業部会の主査は、作業部会の会議の議事録を作成し、これを公開するものとする。

2 作業部会が、前条各号に掲げる事項について調査を行った場合は、作業部会の主査が作業部会に諮った上で、当該部分の議事録を非公開とすることができる。

（雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、作業部会の議事の手続その他作業部会の運営に関し必要な事項は、主査が作業部会に諮って定める。